

木造住宅 耐震 支援制度のご案内



<写真:令和6年能登半島地震で倒壊した木造住宅>

令和8年4月より対象建築物を拡充しました！

支援制度の対象

- ・平成12年5月31日以前に建てられたもの
※耐震シェルター等設置助成制度は昭和56年5月31日以前に建てられたものに限る
- ・木造2階建て以下
- ・住宅(店舗等兼用含む)
- ・木造在来工法のもの

支援制度① 木造住宅耐震診断士派遣制度

無 料で耐震診断が受けられます。(現地調査2～3時間程度)

耐震改修にかかる費用の目安もわかります。

建替えやリフォームの検討にも活用ください。

※裏面の申請書又は右記のQRコードにより簡単に申込めます。



こちらから申し込めます

支援制度② 木造住宅耐震改修助成制度

耐震改修を実施する際、市が費用の一部を助成します。

令和7年4月より補助限度額を引き上げました！



一般の世帯

市民税が非課税である世帯

最大130万円を助成

最大180万円を助成



制度に
あてはまる
世帯は

支援制度③ 耐震シェルター等設置助成制度

耐震シェルター・防災ベッドを設置する際、市が費用の一部を助成します。

耐震シェルター

防災ベッド

最大30万円を助成

最大10万円を助成



制度に
あてはまる
世帯は



問合せ先: 川崎市防災まちづくり推進課

電話: 044-200-3017 メール: 50bomati@city.kawasaki.jp



コピーして、ご使用ください。

※ ②耐震改修助成制度、③耐震シェルター等設置助成制度に関するお申込みについては、お電話にてお問合せください。

川崎市木造住宅耐震診断申請書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づく耐震診断を受けたいので、同要綱第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒 ー	
	ふりがな		
	氏名		
	電話	()	
	所有者との関係 (いずれかにチェック)	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 一親等の親族(続柄:) ☐ 所有者から委任を受けた者(委任状を添付してください)	
申請建築物	建物所有者 氏名	※複数名の場合は、全ての方を記載してください	
	建物所在地	川崎市 区	
	建物用途 (いずれかにチェック)	☐ 一戸建ての住宅 (宅) ☐ 長屋 ☐ 共同住宅 (建物名:)	
	住宅の種別 (いずれかにチェック)	☐ 住宅のみ ☐ 店舗等の住宅以外の用途を兼ねる	
	建築年月日 (いずれかにチェック)	☐ 昭和 56 年 (1981 年) 5 月 31 日以前に着工 ☐ 昭和 56 年 (1981 年) 6 月 1 日から 平成 12 年 (2000 年) 5 月 31 日までに着工 (対象外: 平成 12 年 6 月 1 日以降に新築工事に着工)	
	階数・工法 (チェック)	☐ 木造 2 階建て以下で在来軸組工法(柱や梁などの軸組から構成される工法) (対象外: 一部鉄骨造等の混構造・2×4 工法・パネル工法)	
市への連絡事項がありましたら、こちらに御記入下さい。		受付	
※ 申請は下記住所への郵送でも受け付けています。 〒210-8577 川崎区宮本町1番地 TEL: 044-200-3017 まちづくり局 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当			